

春日部市パートナーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりの個性と人権が尊重されるまちを目指す春日部市人権施策推進指針の理念に基づき、性的指向又は性自認に係る性的少数者の自由な意思を尊重するため、パートナーシップの宣誓に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 次のいずれにも該当し、互いを人生のパートナーとすることを約する2人の関係をいう。
 - ア 双方又は一方が性的指向又は性自認に係る性的少数者であること。
 - イ 相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約していること。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者が、その一方又は双方の子（養子を含む。第6条及び第9条第1項において同じ。）を家族として、継続的な共同生活を営んでいる関係をいう。
- (3) 宣誓 市長に対し、パートナーシップにあることを誓うことをいう。

(宣誓をすることができる者の要件)

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が成年に達した者であること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が第4条第1項の宣誓書を提出した日（以下「宣誓書提出日」という。）から3か月以内に市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が宣誓書提出日から3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に現に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）及びパートナーシップにある者がいないこと。
- (4) 民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により、婚姻をすることができないとされている者同士でないこと。ただし、パートナーシップにあ

る者同士が養子縁組をしている場合は除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、そろって市職員の面前において次に掲げる書類に、それぞれ自ら記入し、市長に提出するものとする。

(1) 春日部市パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)

(2) 春日部市パートナーシップの宣誓に関する確認書(様式第2号。以下「確認書」という。)

2 宣誓をしようとする者の双方又は一方が自ら宣誓書又は確認書に記入することができないときは、当該宣誓をしようとする者及び市職員の立会いのもとで、これを代筆させることができる。

3 宣誓書及び確認書には、次に掲げる書類(宣誓をする日前3か月以内に発行されたものに限る。)を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し(市内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類)

(2) 戸籍の謄本若しくは抄本又は独身証明書その他独身であることが確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、第1項の規定により宣誓書及び確認書を提出した者(以下「宣誓書及び確認書を提出した者」という。)が本人であることを確認するため、個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたものその他市長が適当と認める書類の提示を求めるものとする。

5 第1項の規定により宣誓書及び確認書を提出しようとする場合において、市長が特別な理由があると認めるときは、戸籍上の氏名に通称(氏名以外の呼称であつて、社会生活上通用しているものをいう。)を併記することができる。

(証明書等の交付)

第5条 市長は、宣誓書及び確認書を提出した者が第3条第1号、第2号ア、第3号及び第4号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓書及び確認書を提出した者に対し、春日部市パートナーシップ宣誓証明書(様式第3号。第3項において「証明書」という。)及び春日部市パートナーシップ宣誓証明カード(様式第4号。以

下「証明カード」という。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

- 2 市長は、宣誓書及び確認書を提出した者が第3条第2号イ又はウに該当する場合は、春日部市パートナーシップ宣誓受付票(様式第5号。以下「受付票」という。)を交付するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により受付票の交付を受けた者(第8条において「被受付者」という。)が第3条第2号アに該当することとなり、かつ、第8条に規定する届出があったときは、証明書及び証明カード(以下「証明書等」という。)を双方に交付するものとする。ただし、市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(ファミリーシップの関係にある子の氏名の記載)

- 第6条 宣誓をした者又は宣誓をしようとする者で、ファミリーシップの関係にある子の氏名を証明カードに記載することを希望する者は、双方が市職員の面前において、春日部市ファミリーシップ記載届出書(様式第6号。この条において「届出書」という。)に、それぞれ自ら記入し、当該子に係る戸籍抄本を添えて、市長に提出するものとする。
- 2 前項の規定により届出書を提出するに当たっては、ファミリーシップの関係にある子に対し、証明カードへの記載について、当該子の年齢、発達段階に合わせた説明を行うとともに、当該子の意思を十分に尊重するものとする。
 - 3 第4条第2項及び第4項の規定は、第1項の規定による届出書の提出について準用する。
 - 4 市長は、第1項の規定により届出書が提出された場合は、その内容を確認し、ファミリーシップの関係にあると認めるときは、当該子の氏名を証明カードに記載するものとする。

(証明書等の再交付)

- 第7条 証明書等の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、春日部市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書(様式第7号。次項において「再交付申請書」という。)を市長に提出するものとする。

(宣誓事項の変更)

- 第8条 宣誓者及び被受付者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合(第10条各

号に掲げる場合を除く。)は、春日部市パートナーシップ宣誓事項等変更届(様式第8号)に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に届出なければならない。

(子の氏名の記載の取りやめに係る申立て)

第9条 証明カードに氏名が記載されている子は、春日部市パートナーシップ宣誓証明カードに関する申立書(様式第9号。この条において「申立書」という。)を市長に提出することにより、当該記載を取りやめるよう申し立てることができる。

2 市長は、前項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対し、当該証明カードと引き換えに新たな証明カードを交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により申立書を提出した者が本人であることを確認するため、個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたものその他市長が適当と認める書類の提示を求めるものとする。

(証明書等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、春日部市パートナーシップ宣誓証明書等返還届(様式第10号)に、証明書等を添えて、市長に返還しなければならない。

(1) 宣誓者の双方又は一方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 宣誓者の双方又は一方が市外に転出したとき。ただし、第12条第1項に定める場合を除く。

(4) 第3条第2号アに掲げる要件を満たさなくなったとき。

(証明書等の無効)

第11条 市長は、宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明したときは、当該宣誓者の証明書等を無効とする。

2 市長は、前項の規定により証明書等を無効とした場合は、宣誓者に当該証明書等の返還を求めるものとする。

(自治体間での連携)

第 12 条 宣誓者は、パートナーシップ宣誓制度の連携に関する協定を締結している自治体（以下この条において「協定自治体」という。）へ転出する場合において、春日部市パートナーシップ宣誓継続届（様式第 11 号）を市長に提出することにより、協定自治体でパートナーシップに係る制度を継続することができる。

2 宣誓者は、協定自治体から春日部市に転入する場合において、協定自治体においてパートナーシップに係る制度の継続の手続を行うことにより、春日部市で当該制度を継続することができる。この場合において、宣誓者は、春日部市パートナーシップ宣誓継続届に協定自治体が発行したパートナーシップに関する証明書等及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出するものとする。

3 市長が特に必要と認める場合は、前 2 項の規定によらず、パートナーシップに係る制度を継続することができる。

4 自治体間でのパートナーシップ宣誓制度の連携における必要な事項は、協定自治体との協定において定めることとする。

（周知啓発）

第 13 条 市長は、パートナーシップの宣誓の趣旨が十分理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知啓発に努めるものとする。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に、改正前の春日部市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱（次項及び附則第 4 項において「改正前の要綱」という。）第 4 条第 1 項の規定によりパートナーシップの宣誓手続を行い、証明書等の交付を受けている者の当該宣誓は、改正後の春日部市パートナーシップの宣誓に関する要綱（次項及び附則第 4 項において「改正後の要綱」という。）第 4 条第 1 項の規定によるパートナーシップの宣誓とみなす。

- 3 この要綱の施行の日前に、改正前の要綱第4条第1項の規定によりファミリーシップの宣誓手続きを行い、証明書等の交付を受けている者の当該宣誓は、改正後の要綱第6条第1項の規定によりされたファミリーシップの届出とみなす。
- 4 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定により交付されている証明書等は、改正後の要綱の規定により交付された証明書等とみなす。